

岩手県ネーミングライツ（施設命名権）スポンサー募集要項

ー岩手県立花巻広域公園ー

岩手県では、県有施設のうち「**岩手県立花巻広域公園**」に愛称を付与する施設命名権者（以下「スポンサー企業」という。）を次のとおり募集します。

1 目的

ネーミングライツを導入することにより新たな財源を確保し、県内のレクリエーション需要に対応する対象施設の環境維持に係る費用の一部に充当することを目的とします

2 募集内容

（１）対象施設概要

- ア 名 称 岩手県立花巻広域公園
- イ 所在地 花巻市金矢第5地割 252-1
- ウ 施設概要 ちびっこ広場、噴水池、ジャブジャブ池、県民ゴルフ場、運動広場、テニスコート等

（県民ゴルフ場の概要）

コース延長 2,413 ヤード、ホール数 9 ホール、パー36、ロングホール（パー5）2 ホール、ミドルホール（パー4）5 ホール、ショートホール（パー3）2 ホール

- エ 年間利用者数
- | | | | |
|--------|---------------|---------------|---------------|
| 公園一般 | R6 : 73,580 人 | R5 : 58,596 人 | R4 : 75,106 人 |
| 運動広場 | R6 : 1,532 人 | R5 : 1,441 人 | R4 : 1,809 人 |
| テニスコート | R6 : 2,656 人 | R5 : 2,707 人 | R4 : 3,587 人 |
| ゴルフ場 | R6 : 6,692 人 | R5 : 6,799 人 | R4 : 9,359 人 |

- オ 主な利用目的 家族や友人とのレクリエーション

- カ 指定管理者 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

（令和5年4月1日～令和10年3月31日）

（２）契約希望金額

年額 80 万円以上

※ 消費税及び地方消費税は別途負担していただきます。

※ 具体的な金額提示をしてください。

（３）契約期間 令和8年4月1日～令和10年3月31日

※ 期間終了後、引き続き契約の継続を希望する場合には、優先交渉権があります。

（４）命名（愛称）に関する条件

- ア 岩手県広告取扱基準第4に該当するものは名称として付することができません。

- イ 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者との調整が完了していることが必要です。

- ウ 県民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的をイメージできるものとしてください。

エ 利用者の混乱を避けるため、契約期間中の愛称の変更は、原則としてできません。

オ 愛称のデザインについては、下記事項に留意の上、検討してください。

(ア) 愛称は文字ベースとし、デザインについては、「記号」の使用も可能とします。

(イ) 愛称のデザイン等については看板とパンフレットにおいては使用可とし、イベント告知等に刷り込まれる施設名については文字ベースとします。

(ウ) ロゴの使用はできません。

(5) 命名権の範囲、愛称の定着、その他スポンサー企業の特典

ア 敷地内（ゴルフ場コース内を含む。）に既に設置されている「岩手県立花巻広域公園」の案内看板等の表示を、愛称を付したものに表示変更することができます。また、県が提示した場所に新たに看板を設置することができます。（提示する看板の位置、詳細については、別紙を参照）

ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があります。

なお、設置にあたっては事前に施設管理者と協議することとし、安全上問題ないことを確認した上で設置することになります。

また、施設の維持管理等により一時的に移設あるいは撤去する可能性があることを予めご了承ください。

イ スポンサー企業は、対象施設のスポンサー企業であることを自社のホームページや出版物で広報することができます。

ウ 県は、スポンサー企業決定後、速やかに県ホームページ等を通じて愛称等を公表します。また、県の各種広報印刷物や施設ホームページ等を活用し、積極的に愛称の定着に努めます。

ただし、利用団体等の印刷物の作成等の関係で、反映されない場合があります。また、新名称（愛称）が定着するまで、条例上の名称を併記する場合があります。

なお、県主催以外のイベント等での愛称の使用については、主催者の判断となります。

エ スポンサー企業が希望する場合は、協議の上、対象施設において県が主催する事業等の参加者に対し、一定の条件のもとで広告物の配布を認めます。

(ア) 広告物を配布できる事業は、県（事業所管部局）において支障がないと認めた場合に限りです。

(イ) 配布する広告物は、県（事業所管部局）の審査を受けたものに限りです。

(ウ) 配布は、原則、スポンサー企業が費用を負担して作成し、スポンサー企業が行います。

オ 対象施設におけるポスター掲載場所に自社のポスターを掲載することができます。

また、対象施設内に自社のパンフレットを置くパンフレットラックを設置することができます。

カ 管理事務所又はレストハウス内にスポンサー企業専用の展示等コーナーを設置することができます。

ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があります。

なお、設置にあたっては事前に施設管理者と、設置場所や規模等について協議することとし、安全上問題ないことを確認した上で設置することになります。

また、施設の維持管理等により一時的に移設あるいは撤去する可能性があることを予めご了承ください。

キ 県民ゴルフ場が主催する定例コンペ（毎年度ごとに3日程度開催）について名称設定をすることができます。

ク 各ホールに設置しているフラッグを、愛称を付したものに変更できます。

ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限がされる場合があります。

なお、設置にあたっては事前に施設管理者と協議することとし、安全上問題ないことを確認した上で設置することになります。

また、施設の維持管理等により一時的に移設あるいは撤去する可能性があることを予めご了承ください。

ク 公園で使用している備品に、愛称を付したラッピングやステッカーの貼付等を行うことができます。

ただし、法令、条例等に基づく規制により一定の制限がされる場合があります。

なお、実施にあたっては事前に施設管理者と協議することとし、都市公園の管理運営上、問題がないことを確認した上で実施することになります。

※ 看板や展示コーナー等の設置にあたっては、都市公園法及び県立都市公園条例に基づいて占用許可等を受ける必要がありますので、予め御了承ください。

（６）費用負担

名称変更等に伴い発生する費用の負担については、次のとおりとします。ネーミングライツ料とは別に負担していただきます。

区 分	県	スポンサー
看板表示の変更（敷地内施設看板）		○
〃 （敷地外、道路標識）		○
展示等コーナーの設置		○
フラッグの更新		○
公園備品のラッピング等		○
契約終了後の原状回復		○
県のホームページの表示変更	○	
県作成のパンフレット等の印刷物の変更（新規分）	○	
〃 （既存分）		○

ア 看板の詳細な施工の範囲、実施時期及び内容は、協議のうえ決定します。

イ 敷地外、道路標識等の表示変更は、関係機関も含めて協議のうえ変更可能な表示について行います。

ウ 既存印刷物については、旧来表示でネーミングライツスポンサーが了解であれば、そのまま使用します。新表示への変更を希望であれば、スポンサー負担となります。

エ 屋外広告のデザインや色彩については、屋外広告物条例に留意し、スポンサーにおいて必要な事務手続を行い、これに伴う費用は、全てスポンサーの負担とします。

3 募集方法等

(1) 募集期間及び応募方法

令和7年10月6日（月）午前10時～令和7年12月22日（月）午後4時

(3)の書類を持参又は郵送にて提出願います。(提出期限厳守。郵送の場合必着。)

※ 募集期間中に現地見学会を開催します。詳細は8参照

(2) 応募資格

ア 公共施設のスポンサー企業としてふさわしい法人又はその他の団体であって個人でないこと。
グループで応募する場合は、代表する法人又は法人以外の団体を1者選定してください。

イ 岩手県広告取扱基準第5に該当しないこと。

ウ 県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）第2、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）第2及び物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日）第2より、県から指名停止を受けている団体でないこと。

(3) 提出書類の内容

ア 提出書類は下表のとおり。(提出部数は、原本1部及び副本6部とします。)

イ 留意事項

(ア) 申込みに必要な経費は、応募者の負担とします。

(イ) 申込書類は、返却しません。

(ウ) 申込書類は、必要に応じて複写します。

(エ) 申込書類は、岩手県情報公開条例の規定に基づき開示することがあります。

ただし、個人情報及び企業の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報は非公開とします。

区分	内 容	様 式	提出先
申 込 書 類	☐ ネーミングライツ申込書	【別記様式1】	〒020-8570 盛岡市内丸10番1号 岩手県庁総務部管財課 公共施設マネジメント担当 電話：019-629-5116 FAX：019-629-5139
	☐ 委任状（代理人が申し込む場合）	【別記様式2】	
	☐ 会社（団体）概要	【別記様式3】	
	☐ 法令遵守状況等申告書	【別記様式4】	
	☐ 誓約書	【別記様式5】	
	☐ 印鑑証明書		
	☐ 登記事項証明書（商業登記簿謄本）		
	☐ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税の納税証明書		
	☐ 直近3か年の決算報告書類		
	☐ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書		
	☐ 上場企業の場合は有価証券報告書		

(4) 応募に当たっての留意事項

ア 対象施設におけるスポンサー企業の役割について

スポンサー企業は県民や利用者に対する施設の魅力のアピールや利用率向上に積極的に協力するものとします。

イ その他

(ア) 契約金（ネーミングライツ料）の納入時期等については、協議の上、決定します。

(イ) 応募に当たっては、広告代理店を通じての申込みも可能ですが、この場合の費用は、申込者の負担とします。

4 審査・選定

(1) 申込者の資格確認及び優先交渉者の選定について

最初に、提出書類審査（形式的要件審査）を行い、次に、選定委員会により、優先交渉者を選定します。

ア 募集期間内に申込みがあった者に係る申込書類の形式的要件審査

イ 選定委員会による審査・優先交渉者の選定

(ア) 申込資格等審査を行う。

(イ) 申込資格等審査失格者を除き、コンプライアンス審査を行う。

(ウ) コンプライアンス審査失格者を除き、項目別審査（経営安定性及び倫理等、岩手県への貢献度、愛称及び応募金額）を行い、優先交渉者を選定する。

(2) 審査内容等

ア 形式的要件審査

申込期間内に、募集要項に定める方法で提出された全ての申込書類を審査し、申込みの形式的要件を満たしているかどうかについて確認します。（募集期間内の補正は認めます。）

イ 申込資格等審査

選定委員会は、形式的要件審査の結果報告に基づき、申込みの形式的要件を満たしていると認めた者を対象として、申込資格を有しているかどうかについて審査します。

- | | |
|---------|---|
| (失格となる場 | ① 申込書類又は添付書類若しくはそれらの記載事項に重大な不備又は虚偽の記載があることが判明した場合 |
| | ・ ② 募集要項に定める申込資格を有していない場合 |
| | ・ ③ 愛称の提案が、募集要項に定める命名できる愛称の範囲に適合しない場合 |
| | ④ 応募金額が契約希望額を下回っている場合 |

ウ コンプライアンス審査

選定委員会の各委員は、形式的要件及び申込資格を満たす者を対象として、コンプライアンス審査表に掲げる審査項目について、同表の評価の視点に沿ってコンプライアンス違反のリスク評価をします。

(失格となる場合) …選定委員会の審議の結果、「高リスク」と判定された場合

○コンプライアンス審査表

審査項目	評価の視点
(1) 行政指導の履歴及び対応状況等 (2) 県民等からの苦情相談の状況等 (3) 役員等の非違行為の履歴及び対応状況等 (4) 社会的信用失墜につながる事件・事故等の履歴及び対応状況等 (5) その他違法行為が疑われる事象	・ 審査項目に該当する該当事実の有無 ・ 該当事実に係る法違反の蓋然性 ・ 発生頻度及び増加の傾向 ・ 行為の悪質さ、結果の重大さ ・ 事後対応の状況、再発可能性

エ 項目別審査

選定委員会の各委員は、コンプライアンス審査に合格した応募者を対象に、項目別審査表の審査項目について、同表の評価の視点に沿って審査します。

○項目別審査表

審査項目	評価の視点
(1) 経営の安定性及び倫理・コンプライアンス体制	・決算報告書類に基づく主要な財務指標等による資本や収支のバランス、財務の健全性等 ・倫理・コンプライアンス体制の整備状況等
(2) 文化・スポーツ等を通じた岩手県への貢献度	・取組の実績（回数、対象人数等）、効果（成果）及び今後の計画等
(3) 愛称	・親しみやすさ、呼びやすさ、バランスの良さ等
(4) 応募金額	・契約希望額に照らした妥当性等

(3) 優先交渉者の選定方法

選定委員会は、項目別審査の結果に基づき、候補者を選定し、順位をつけ、最上位者を優先交渉者として選定します。

なお、応募が1者のみの場合も、選定委員会において審査を行い、優先交渉者を選定します。

(4) 審査結果の通知

選定委員会による選定結果は、応募者全員に文書で通知します。

(5) 契約者の決定及び公表

上記(3)で選定した優先交渉者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、契約を締結します。

なお、協議は、優先交渉者と行いますが、合意の可能性がないと県が判断した場合は、当該交渉者との協議を打ち切り、次順位の者を候補者とし、契約について協議を行うものとします。

また、契約者の公表は、契約者確定後、県ホームページに団体の名称及び概要並びに提案された愛称及び応募金額についてのみ公表することとし、これ以外の事項に関するお問い合わせには応じません。

5 リスク負担

- (1) 設置した愛称看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、スポンサー企業が負うこととします。
- (2) その他、契約に定めのないリスクが生じた場合は、県とスポンサー企業が協議し、リスク負担を決定するものとします。

6 契約の解除等

契約締結後、スポンサー企業が岩手県広告取扱基準第7に該当する場合、県は契約を解除することができることとします。この場合、原状回復等に必要費用はスポンサー企業の負担とします。

7 その他

- (1) 当該施設が、改修工事等で使用が大幅に制限される期間があった場合のネーミングライツ料の取扱いについては、県とスポンサー企業が協議することとします。
- (2) 本要項に定めのない事項等に関するお問い合わせについては、県ホームページ上で回答することとします。

8 現地見学会

- (1) 開催日時 **令和7年11月13日（木）13時00分～15時00分**

- (2) 集合場所 岩手県立花巻広域公園管理事務所前

- (3) 内容 対象施設の見学（看板位置等の確認）

- (4) 参加申込みの方法

現地説明会への出席を希望される応募者は、参加申込書を次のとおり作成し、電子メール、郵送、FAX又は持参により提出してください。

ア 参加申込書

様式は特定しません。法人名、出席予定者（職・氏名）、連絡先（住所・電話番号）を記載してください。

イ 見学会申込先 9の記載に同じ。

ウ 見学会申込期限 **令和7年11月6日（木）**

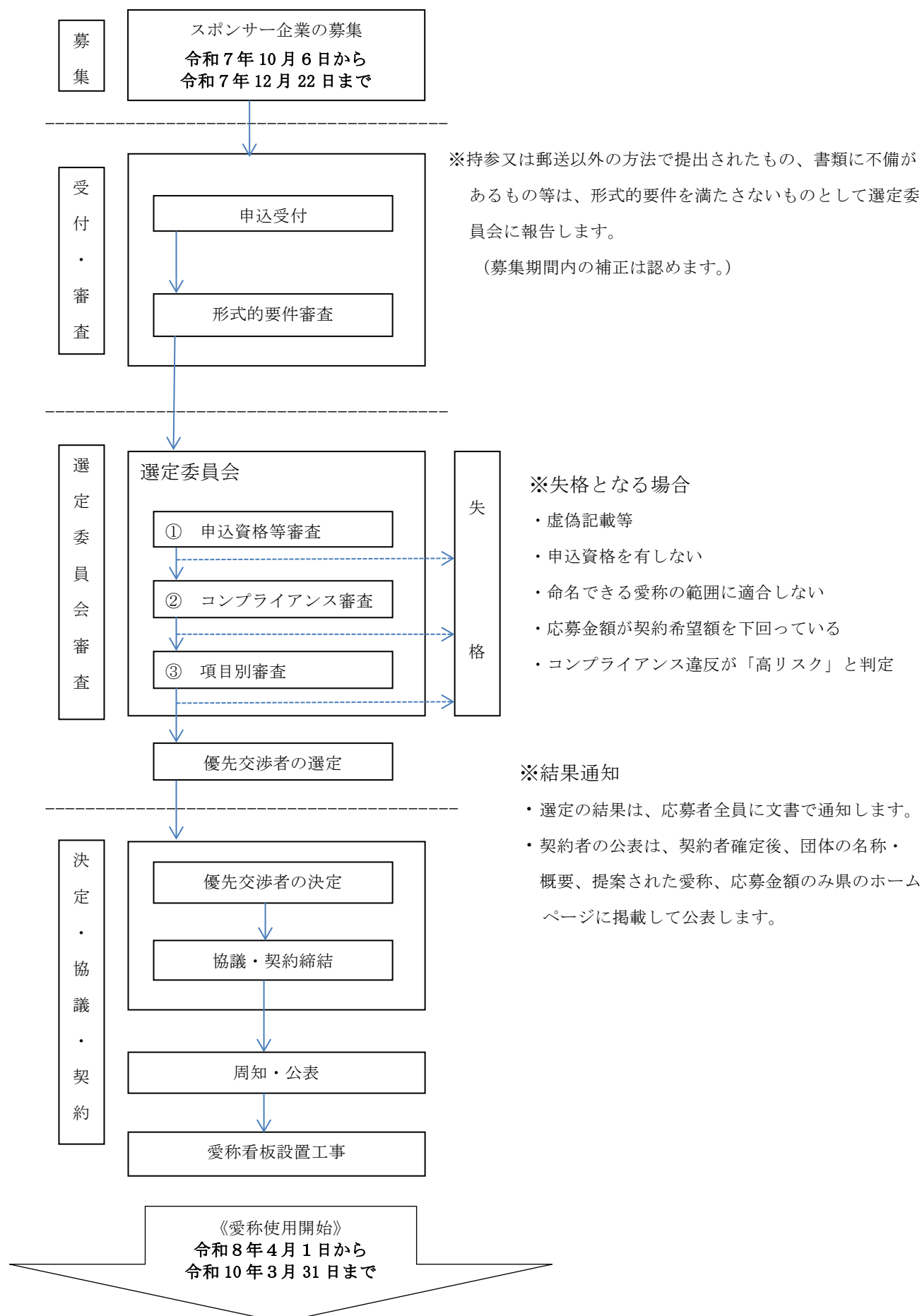
9 お問い合わせ

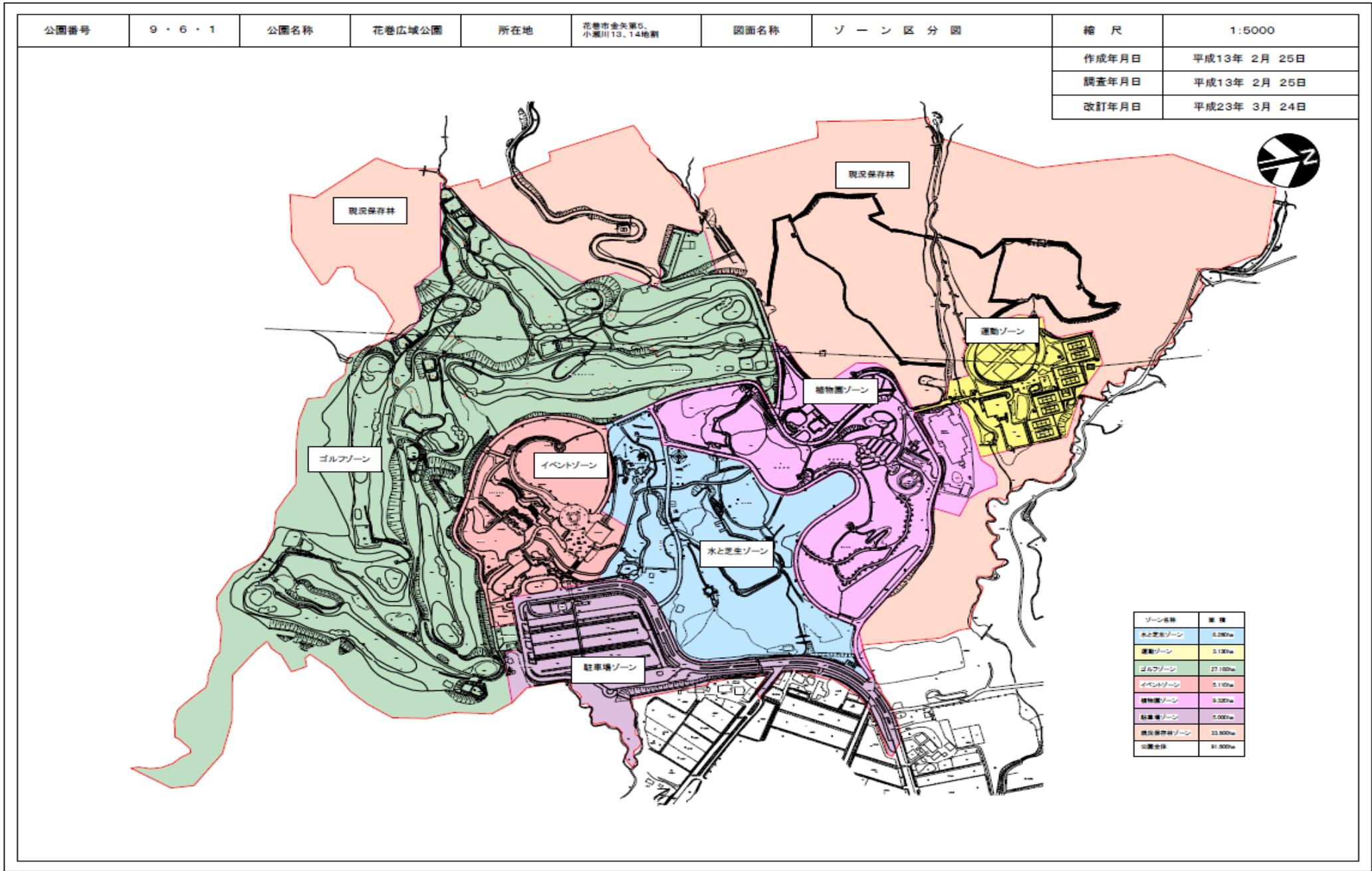
〒020-8570 盛岡市内丸10番1号

岩手県総務部管財課公共施設マネジメント担当（土日祝日を除く平日の9:00～16:30）

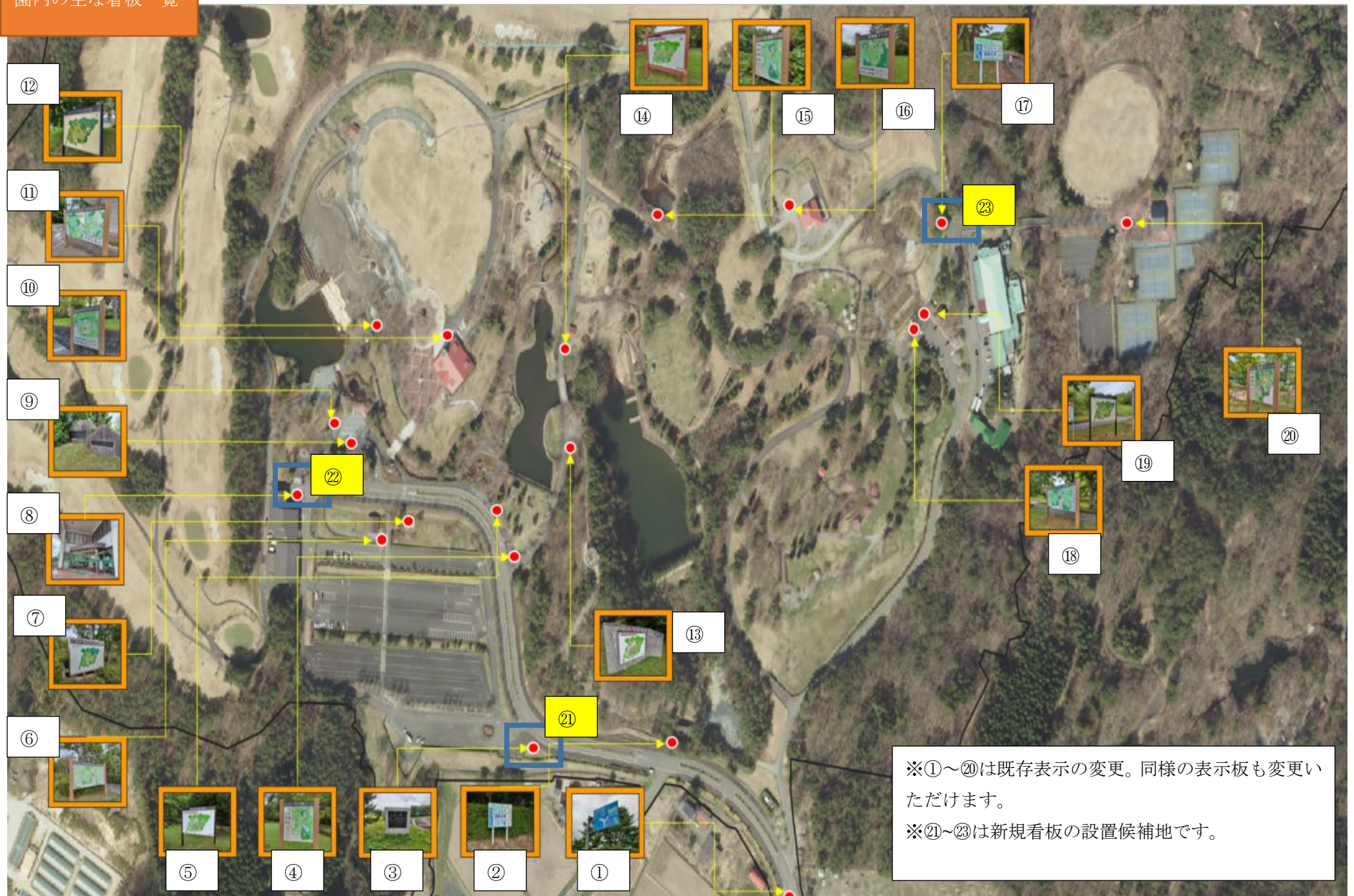
電話：019-629-5116（直通） FAX：019-629-5139 E-mail：AH0005@pref.iwate.jp

(参考) 申込みから愛称の使用開始までの手続





園内の主な看板一覧



※①～②①は既存表示の変更。同様の表示板も変更いただけます。

※②①～②③は新規看板の設置候補地です。

①



③



②



④



⑤



⑦



⑥



⑧



⑨



⑪



⑩



⑫



13



14



15



16



17



18



19



20







